

第13回 宗門教学会議 開催報告（前半）

平和のために何をすべきか／何ができるか ——戦後80年を迎えるにあたって——

第十三回宗門教学会議は、二〇二四（令和六）年七月三十一日、「平和のために何をすべきか／何ができるか——戦後80年を迎えるにあたって——」をテーマに開催されました。

日本は、二〇二五年に戦後八十年を迎えます。宗門では、戦後七十年を機縁として「平和に関する論点整理」を作成し、その後も「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）における取り組み、映画「ドキュメンタリー沖縄戦——知られざる悲しみの記憶——」の作成、戦争における被災寺院の調査・報告など、非戦・平和への取り組みを継続していますが、現在、世界ではロシアによるウクライナ侵攻や、ハマスによるイスラエルへの攻撃とイスラエル軍のガザへの侵攻といった「戦争」と「平和」をめぐる緊迫した状況があります。こうした中で、私たちはどのように戦後八十年を迎え、何をすべきなのかを考え、宗門として、過去の学びを踏まえつつ、未来に向けた具体的な行動を行っていくための視点や取り組みを明らかにしていくための議論を行いました。

第十三回宗門教学会議では、委員として大谷栄一氏（佛教学教授）、赤松徹真氏（本願寺史料研究所所長）、宮地清彦氏（曹洞宗総合研究センター主任研究員）をお招きしてそれぞれご発題いただきました。また、座長は大田利生総合研究所長、対論者は寺本知正総合研究所副所長が務めました。

なお、今号では、大谷氏、赤松氏、宮地氏からの提言を報告し、次回は全体討議について報告いたします。

*宗門教学会議は、現代社会の諸課題に対して専門的見地を有する有識者を招聘し、多角的・学際的な議論を行う会議です。その際になされる有識者の意見・提言は、宗派の見解を代表するものではなく、宗教者が持つ知見が現代社会においてどのような位置にあり、「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現」のためにいかなる役割を果たしうるのかを探るための参考としています。

「宗門教学会議」総長挨拶

浄土真宗本願寺派
荻野 昭裕 総長

本日はようこそ、宗門教学会議へご参集くださいました。

宗門教学会議は、宗教者が持つ知見が現代社会においてどのような位置にあり、より良い社会の創造のためにいかなる役割を果たしうるか、という宗門の活動の方向性を考えていく重要な会議として位置付けられております。

本年度のテーマは、「平和のために何をすべきか／何ができるか―戦後八十年を迎えるにあたって―」です。宗門では、戦後五十年にあたる一九九五年に「戦後問題」検討委員会を設置し、教団の戦争協力の実態や今日的課題を明らかにいたしました。二〇一五年には戦後七十年を機縁として「平和に関する論点整理」を作成、

二〇一九年には映画「ドキュメンタリー 沖縄戦―知られざる悲しみの記憶―」を制作し、戦争体験者の声の継承に努め、二〇二〇年には「宗門寺院と戦争・平和問題調査」を取りまとめ、『本願寺派寺院と戦争「宗門寺院と戦争・平和」調査報告書』を公表するなど、平和構築への取り組みを進めてきました。

しかし、現在、世界においては、二〇二二年二月以降のロシアによるウクライナ侵攻、そして二〇二三年十月以降はハマスによるイスラエルへの攻撃とイスラエル軍によるガザへの侵攻といった状況があり、平和構築をいかに考えるかが喫緊の課題となっています。

こうした中で、明年、二〇二五年には

戦後八十年を迎えます。宗門において継続して取り組んできた非戦・平和への活動を受け継ぎ、現在の状況を踏まえてどのように戦後八十年を迎えるのか。本日の議論を端緒に、未来に向けた具体的な取り組みを進めていくことができると考えております。

本日はお忙しい中ご出席いただきました。佛教大学の 大谷栄一先生、曹洞宗総合研究センターの宮地清彦先生、そして本願寺史料研究所の赤松徹眞所長には、深く感謝申し上げますとともに、本会議の重要性をご理解賜り、宗門の新たな未来を開くためにお知恵をお貸しくくださいますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

趣旨説明

浄土真宗本願寺派総合研究所
寺本 知正 副所長

本日の宗門教会会議は、「平和のため

に何をすべきか／何ができるかー戦後八十年を迎えるにあたってー」というテーマで開催させていただきました。来たる二〇二五年に日本は戦後八十年を迎えます。こうした節目に戦争、そして平和について改めて考えるということは非常に大切なことだと思います。日常から考えている事柄を節目において多角度から整理・検討し、新たな状況を踏まえて集約するということは、人間の「考える」という作業に欠くことのできないものです。また同時に節目だから考えるということだけではなく、戦争・平和ということ柄を仏教徒として仏教の内側からの必然性として捉え考えていくことも大切なこ

とであると思います。

私たち仏教徒、浄土真宗の念仏者は、親鸞聖人の「世のなか安穩なれ、仏法ひろまれ」、また、釈尊の「恐怖が生じたから武器を持ったのではない、武器を持ったから恐怖が生まれたのである」、「『無量寿経』の「兵戈無用」といった理念・原則をこれまで常確認してきました。しかしながら、理念に基づくだけでは、平和を実現していくことは困難であると言わざるを得ません。理念は常に今の歴史社会という現実の中に展開されなければなりません。そのためには、こうした理念を持ちながらも、なぜ過去には戦争に加担したのか、その歴史をあらゆる角度から検討し、今に継承しなければなり

ません。

また私たちが信仰生活を営むということ、個人個人の内面における営みが大切なことは言うまでもありませんが、同時に寺院があり、教団を形成し、その歴史の上にこの世の中で営みを続ける私たちには、教団の一人としての社会でのありようも大きな側面です。個々人の行いに現れるありようとして、そして教団のありようとして、私たちは自ら問い続けなければなりません。

二〇二二年のロシアによるウクライナ侵攻、二〇二三年のハマスによるイスラエルへの越境攻撃とイスラエル軍によるガザ侵攻を契機として、抑止力、自衛権、核兵器、難民という課題に加えて、民族、文明、東西といった対立が浮き彫りになってきました。戦後に世界が構築した平和維持体制が危機に瀕している現在、また日本では自衛隊幹部による靖国神社参拝や東アジアの安全保障環境の変化な

ど、状況は大きく変化しています。こうした状況を受け、今年度の宗門教学会議では、「平和のために何をすべきか／何が

できるか―戦後八十年を迎えるにあたって―」をテーマとし、私たちはどのような未来を望み、そのためには今何をなすこ

とができるのかという、私たちが現実的・具体的な課題と向き合っていくための知見を明かしていきたいと思えます。

有識者発題 1

佛教学部教授

大谷栄一氏

「戦後日本の仏教教団における

戦争責任と平和構築」

した現在、「新しい戦前」が現実化しないよう、伝統仏教教団は平和構築のために何ができるのかを検討してみたいと思えます。

一、本発題の目的

二〇二五年はアジア・太平洋戦争の敗戦から、戦後八十年を迎えます。そこで一つ問題提起をしてみたいと思います。現在は、はたして「戦後」なのでしょうか。

二〇二二年の暮れ、テレビ番組『徹子の部屋』に出演したタレントのタモリさ

んは、司会の黒柳徹子さんから「来年はどんな年になりますかね」との質問に、「〈新しい戦前〉になるんじゃないですかね」と回答し、「新しい戦前」という言葉がニュースになりました。実はこの

「新しい戦前」への危惧は、戦後の日本でもしばしば聞かれたことで、著名な歴史学者である家永三郎『戦争責任』（一九八五年）の中でも指摘されています。

日本を取り巻く安全保障が大きく転換

二、戦後日本の仏教教団における戦争責任の表明

戦後日本の宗教界は、戦争協力に対する「懺悔」から再出発しました。一九四七年に築地本願寺で全日本宗教平和会議が開催され、日本の宗教教団はアジア・太平洋戦争に対する「懺悔」を初めて表明しています。しかし、あくまでも「懺悔」であり、戦争責任の表明ではありませんでした。

日本の宗教教団が公的に戦争責任を表



大谷栄一氏

【略歴】

佛教大学社会学部教授。博士（社会学）。専門は、宗教社会学、近代仏教。東洋大学大学院社会学研究科社会学専攻博士後期課程修了。（公財）国際宗教研究所研究員、南山宗教学文化研究所研究員、佛教大学社会学部准教授を経て、現在に至る。著作に、『増補改訂 近代仏教スタディーズ―仏教からみたもうひとつの近代―』（共編、法藏館、二〇二三年）、『戦後日本の宗教者平和運動』（編著、ナカニシヤ出版、二〇二二年）、『日蓮主義とはなんだのか―近代日本の思想水脈―』（講談社、二〇一九年）、『近代仏教という視座―戦争・アジア・社会主義―』（ぺりかん社、二〇二二年）、『近代日本の日蓮主義運動』（法藏館、二〇〇一年）など。日本宗教学会賞（二〇〇一年）、中村元賞（二〇〇二年）、望月学術賞（二〇二〇年）を受賞。

明したのは、一九六七年の日本基督教団による「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」が初めてです。敗戦から二十二年を経て、日本の宗教教団が初めて戦争責任を告白したということになります。

では、伝統仏教教団が戦争責任を表明したのはいつでしょうか。それは一九八〇年代後半以降で、その嚆矢は、真宗大谷派が日中戦争開戦から五十年目にあた

る一九八七年に、全戦没者追弔法会で戦

争協力したことを自己批判した声明とさ

れ、一九九〇年代以降、浄土真宗本願寺派、曹洞宗、浄土宗、臨済宗妙心寺派も戦争責任を表明しました。しかし、そうした表明をしていない伝統仏教教団の方がむしろ多い状況です。これは、伝統仏教教団の歴史認識に関わる問題で、戦争責任とともに戦後責任の問題にもつながるのだらうと思います。内海愛子先生に

よると、戦後責任は、中国侵略（一九三一〜

四五年）からアジア・太平洋戦争へと「国民」を動員した戦争責任に加えて、台湾・朝鮮を支配した植民地責任、中国・東南アジアを侵略占領した加害責任を放置してきた戦後日本の「国際的責任」を問う思想である。（『戦後責任・平和責任』日本平和学会編『平和学事典』、二〇二三年）

と定義されています。

たとえば、一九九六年に提出された本願寺派の「戦後問題」検討委員会答申」の中では、アジア太平洋地域諸国への海外開教の問題が取り上げられております。また、一九八〇年に曹洞宗から刊行された『曹洞宗海外開教伝道史』は、さまざまな問題があり回収されています。こうした事柄を考えても、仏教教団としての戦後責任の問題は、改めて注目されてしかるべきではないかと考えます。

戦後、伝統仏教教団による戦争責任に関する声明のなかで特に注目をしたいのは、「開戦〇〇年」「戦後〇〇年」という節目や、湾岸戦争や9・11アメリカ同時多発テロ事件、ロシアのウクライナ侵攻といった同時代の戦争の発生に際して、仏教界や伝統仏教教団が戦争責任（と平和の希求）を表明していることです。

ただ、伝統仏教教団は、声明を出すだけでなく平和構築の実践に結びついていないのではないかと批判もあります。また、教団による声明などが、ただだけ社

会的に影響力を持っているのか、教区や一般寺院、門信徒（檀信徒）の実践や活動にどのように結びついているのか、反映されているのかという点についても検討されてしかるべきではないかと思えます。

三、戦後日本の宗教者平和運動の歴史

戦後日本の宗教者平和運動は、戦後の「冷戦」構造の中で起こり、戦後東アジアが直面したさまざまな課題と関連しつつ展開してきました。戦争に関する出来事だけではなく、人権問題、環境問題、原発問題、災害支援という問題にも関わってきました（表1参照）。

第1期に戦後の宗教者平和運動が始まり、第2期にそれが非常に盛り上がり、第3期は停滞をしたものの、二〇〇一年の9・11以降、再び宗教者平和運動の盛り上がりが見られ、現在に至っています。

第1期・第2期は、特定の教団に所属する小さなグループがさまざまな団体を結成して活動したという特徴があります。その中で、戦後の東西冷戦によるイデオロギー対立が宗教者平和運動にも影響し、拗って立つ立場性（党派性）が問題になりました。第2期は反靖国運動が注目され、特に真宗が積極的に取り組まれたと思います。

第3期はさまざまな国内的事件が頻発した時期でしたが、八〇年代後半以降、伝統仏教教団が戦争責任の表明を行う動向が見られました。湾岸戦争終了後、一九九二年には国連平和維持活動（PKO）法が成立して、自衛隊が海外派遣をしていきます。

第4期は9・11以降です。このとき、多くの宗教団体が声明を発表して、政府に申し入れをしています。二〇〇二年には「平和をつくり出す宗教者ネットワーク」という団体が設立され、非常にアクティブに活動しています。この段階で宗教者平和運動のネットワーク化ということが顕

<p>第1期：始動期 (1945年～50年代半ば)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世界連邦運動や平和擁護運動、ストックホルム・アピールの署名運動への参加。 ・1950年の朝鮮戦争への反戦平和運動。 ・1951年の対日講和条約に対する単独講和反対運動、日米安保条約に対する反対運動や米軍基地反対運動。 ・日中友好運動や中国人俘虜殉難者慰霊の活動。
<p>第2期：戦後第1のピーク (1950年代半ば～70年代半ば)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1954年の第五福竜丸事件を契機とする原水爆禁止運動。 ・1960年の日米安保条約反対運動。 ・1965～1973年のベトナム戦争への反戦平和運動。 ・1960年代末～1970年代半ばの反靖国運動。 ・1962年、日本宗教者平和協議会（宗平協）の結成。 ・1972年、世界宗教者平和会議（WCRP）日本委員会の設立。
<p>第3期：停滞期 (1970年代半ば～90年代)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1970年代後半～1990年代に反核運動が興隆する。 ・ソ連のチェルノブイリ原発事故（1986年）を契機とする反原発運動。 ・湾岸戦争の勃発（1990～91年）と国連平和維持活動（PKO）法への反対運動。
<p>第4期：戦後第2のピーク (2001年～現在)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年のNY同時多発テロ事件以降の世界的な平和運動の高まりの中、党派性を脱色した新たな宗教者平和運動ネットワークが誕生。 ・2011年の東日本大震災での原発事故に対する反原発運動。 ・2014年の集団的自衛権、2015年の安保法制関連法案への反対運動。 ・2017年、国際NGOのICANがノーベル平和賞を受賞。 ・2022年2月、ロシアのウクライナ侵攻。 ・2023年10月、ハマスによるイスラエルへ攻撃とイスラエル軍によるガザへの侵攻。

表1 戦後日本の宗教者平和運動の歴史

著になってきます。また二〇一五年の戦後七十年にはさまざまな教団がメッセージを表明しています。さらには安全保障関連法に関する大規模な反対運動が発生し、その際に宗教団体も戦争反対の声を上げるなどの活動が多かったのかと思います。

四、仏教教団による平和構築の可能性

平和学者のヨハン・ガルトウングは、「暴力・平和・平和研究」（一九九九年）という論文の中で、「消極的平和」と「積極的平和」という概念を提唱しました。ガルトウングによれば、平和は暴力の不在だと定義されます。暴力は、「直接的暴力」と「構造的暴力」に区別され、「直接的暴力」は、個人や集団による実力行使や、国家がその武力を用いて軍事侵攻を行うなどの目に見える形の暴力です。それに対し「構造的暴力」は、社会構造に組み込まれた差別や貧困、格差などの

社会的不正義といった、非常に幅広い暴力です。「直接的暴力」の不在が「消極的平和」で、「構造的暴力」の不在が「積極的平和」です。つまり、前者は戦争のない状態、後者は社会的正義（権力や資源の平等な分配）が実現した状態と捉えることができます。

さらにガルトゥングは、「文化的暴力」（一九九〇年）という論文の中で、「直接的暴力」や「構造的暴力」を正当化あるいは合法化するための暴力として、「文化的暴力」の存在を指摘しました。具体的には、宗教とイデオロギー、言語と芸術、経験科学と形式科学などを通じて「文化的暴力」が発現すると言います。この「文化的暴力」の対義語が「文化的平和」です。

ガルトゥングの暴力や平和の概念を使うのであれば、「構造的暴力」を解消するための「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）は「積極的平和」を構築するための重要な手段となると考えられます。さらには「直接的暴力」を防ぐ努力

も必要であり、宗教者平和運動は、「消極的平和」とともに「積極的平和」を構築するための重要な手段であり、平和構築を訴求するメッセージだと言えます。

注目すべきは、「文化的暴力」の問題です。まさに戦前の伝統仏教教団は仏教の名の下に「文化的暴力」を行使し、戦争という「直接的暴力」、差別や社会的不平等という「構造的暴力」を正当化してきた歴史があるのではないかと思えます。とりわけ戦前における「文化的暴力」の最たるものが、戦時教学ではないでしょうか。

「戦後問題」検討委員会答申¹⁾では、次のように述べられています。

とくに教団の戦争責任を意識にのせることを困難にした一因は、戦時教学の骨格でもあった「真俗二諦の教旨」であり、敗戦後の本格的な教学的検証を等閑視したことが背景にあった。

戦時教学の問題を背景にして、一九八〇年代以降、本願寺派内で「平和の教学」

が議論されるようになりました。ここでは、浄土真宗本願寺派安芸教区編『浄土真宗の平和学』（一九九五年）所収の尾畑文正氏「真宗平和学」構築への序説²⁾の一節を紹介します。

真宗学が真宗平和学として現実的に機能していくところにしか、本願念仏の仏道が開く社会倫理は存在し得ないと思う³⁾。

この論点は、Engaged Buddhism（社会参加仏教）の社会倫理に通底しており、グローバルに展開する実践に接続していくのではないかと思いました。

戦時教学の研究自体まだ不十分ではありますが、「平和の教学」の研究やその構築については、研究者の間でもそうですし、他宗派の動向を見てもまだまだ不十分なのではないかと思えます。そう考えると、「平和の教学」の追求が「文化的平和」の役割を果たし、「平和の文化」に寄与する可能性が高いのではないかと考えます。

五、平和構築のための仏教団の平和活動

最後に、完全に網羅しているわけではないですが、現実的な実践として、平和構築のために仏教団の平和活動としてどのようなものがあるのかを紹介したいと思います。

- ① 伝統仏教団を中心とした戦争責任や反戦・非戦の声明
- ② 伝統仏教団、仏教系新宗教団による戦没者の慰霊・追悼の法要や行事
- ③ 国内外の戦跡をめぐる慰霊巡拝
- ④ 国内外の宗教者が集まって世界平和を祈る大規模な集い
- ⑤ 伝統仏教団における教区での法要や集い
- ⑥ 地域社会における市民活動への参加
- ⑦ 平和構築に取り組むNGOやNPOへの支援

- ⑧ 伝統仏教団、仏教系新宗教団による「構造的暴力」解消のための社会活動

- ⑨ 伝統仏教団による戦争と宗門に関する実態調査

- ⑩ 宗教者平和運動団体による非暴力直接行動

有識者発題 2

本願寺史料研究所所長 赤松徹眞氏

「平和にかかる宗門の歩みと現実を直視して、非戦・平和の取り組みの持続を」

一、宗門の平和にかかる歩み

日本の戦後は、GHQ（連合国軍最高司令部）の間接統治のもとで始まりました。一九四五年十二月十五日の「神道指令」によって、明治以降の、神社神道非宗教説をもとにした国家神道の展開によ

仏教者にとって平和への取り組みは何を意味するのか。仏教団は平和構築のために何ができるのか、そして何ができないのか。「新しい戦前」かもしれない。現在、そのことが問われています。

る、神社神道と国家の結びつきが切り離されました。各神社、靖国神社などは、その後の一つの宗教法人となります。

日本は、一九四七年五月三日に施行された日本国憲法のもとで、いわゆる民主主義の理念、すなわち国民主権・基本的人権・平和主義などを骨格にしながら、社会を形成していくわけですが、私

どもの宗門では、一九四七年四月一日に新たに宗制が施行されました。宗門におけるいわば憲法とも言うべき基本法であります。民主主義の理念をどのように理解・解釈しながら、宗派内の法規や組織・制度を形成するのことも試行錯誤の中で行われました。

一九四五年九月、勝如宗主（当時）から戦後初めてのご消息が出されます。当時の宗門の指導的立場にある人びとの認識としては、敗戦直後の状況から国体護持という社会意識を継承しながら、俗諦としてのありようとして、平和日本の建設ということが述べられています。したがって、先の戦争をどのような戦争として認識するのかということ、あるいは戦争の加害に関する認識が反映されているわけではありません。

宗門が戦争に関わる戦後問題、つまり先の戦争を振りかえり、平和問題に取り組む契機となったのは、一九八一年九月十八日に即如門主（当時）が修行された千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要と言えましょ

う。九月十八日は、一九三一年、旧満州の柳条湖での関東軍による鉄道爆破事件がおこった日で、この事件を契機に戦争が拡大することになりました。この九月十八日の法要では全戦没者を追悼するとともに、戦争認識を広く宗門に関わる人びとが共有し、非戦・平和の取り組みを教団全体のこととすることが提起されていると思います。

その後、一九九五年四月十五日、戦後五十年に当たり、「終戦五十周年全戦没者総追悼法要」が御影堂で修行され、即如門主（当時）がご親教を述べられました。一九九三年以降、鹿児島教区を皮切りに、全国の教区で全戦没者の追悼法要が営まれ、それぞれの教区の皆さんが戦争に関わる認識と厳しい反省をもとに、平和への願いを共有してきたことが、御影堂での法要に結実しました。この法要に際してのご親教には、戦争の中で多くの方々が亡くなっていった悲しみや辛さとともに、どれほど多くの方々を戦地に向かわせてしまったのかということへの

深い慚愧の思い、教団の戦争責任の重さを述べられています。

翌一九九六年には、「戦後問題」検討委員会から八項目の答申が出されました。これは、戦争に関わる宗派の歩みについて、委員の方々が議論を積み上げてまとめられたものです。それらの一部は、二〇〇三年に設置された宗門戦後問題検討委員会において検討され、二〇〇四年に、戦争中に出された消息を今後依用をしないという宗令、あるいは聖徳太子奉安様式・聖教の拝読並びに引用の心得の失効確認に関する宗告が出されるに至りました。

ただ、「戦後問題」検討委員会の八項目の答申が全て実行されたのかということ、必ずしもそうではありません。もう一度、改めて検証してみることが必要ではないかと思えます。

ところで四年前の二〇二〇年二月、『本願寺派寺院と戦争』の調査報告書が出されました。全国の寺院関係者に調査し、明治以降の度重なる戦争における被



害や実態調査が集約されています。報告書によれば、戦時下のご消息の失効について、よく知っているという方が一五%、少し知っているという方が三七・二%でした。よく知っている、少し知っているを合わせれば五二・二%、あまり知らないという方々は三〇%おられます。一九九六年の「戦後問題」検討委員会答申から、年月が経って、若い世代の方々はご存知ないのかなと思います。

歴史意識をもって学ぶことが大切であると思います。

一方、一九八一年から修行されている千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要については、知っている方が九四・三%でした。ただ、千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要に参列したかどうかの設問では、「ある」が二八・九%、「ない」が六五・九%でした。三分の二近い方は参列もしたことがないという現状です。

宗門で行われた調査結果を踏まえて、平和問題にどのような取り組みをするかという課題が、明らかになっていると思います。二〇二三年度も教区において非戦・平和の集いが開催されています。教区によれば、千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要への参拝を呼びかけていますが、教区独自の非戦・平和への取り組みが行われていないような所もあるようです。

赤松徹眞氏

【略歴】

一九四九年生まれ。龍谷大学名誉教授、本願寺史料研究所所長。専門は、日本仏教史、真宗史、近代史。龍谷大学卒業後、龍谷大学文学部講師、助教授、教授を経て、現在に至る。著作に、『近代真宗者の「神社問題」論説集成』全九巻（三人社、二〇一九年）、『日本仏教史における神仏習合の周辺』（永田文昌堂、二〇一三年）、『資料清沢満之』全三巻（共編、同朋舎出版、一九九一年）、『新佛教』論説集『全四巻（共編、永田文昌堂、一九七八〜一九八二年）など。論文に、「浅野研眞の思想と社会的実践―仏教理解とその実践としての仏教社会学及び仏教社会事業―」（『仏教史研究』六〇、二〇二二年）、「大谷光瑞の『満州国』論から『大東亜共栄圏』論―大谷の仏教・真宗論の立場との関係―」（『仏教史研究』五八、二〇二〇年）など多数。

二、いわゆる靖国神社問題をめぐって

戦後、神道指令で戦前のような国家と神社神道との繋がりは法制上なくなつたわけですが、一九六〇年代後半頃から、自民党や遺族会、関連する宗教団体などが靖国神社の国家護持法案を繰り返し国会に提出し、最終的には廃案となつたことがあります。それに対して、一九六七年十月に当時の豊原大潤総長が靖国神社の国家護持は憲法違反であるという見解を明らかにされました。

一九八五年には、当時の中曽根首相が靖国神社への公式参拝を言明した動きがあり、韓国などアジア各地からは強い反発がありました。本願寺派では各地の僧侶や門徒の中で、政教分離あるいは信教の自由をめぐる訴訟を起こし、粘り強く裁判を続けられた方々がいました。裁判において、その後の小泉首相の公式参拝は明らかに憲法違反であるという判決が

出され、現在ではその判決に基づいて公式参拝が抑止されているという状況があります。

しかしながら、靖国神社への参拝を推進しようとする人たちがいることも事実です。国会議員の中で「みんなで靖国神社に参拝をする会」というのがあります。毎年九十人、百人近い方々が、春や秋、終戦の日に集団で参拝するということが繰り返されていきます。

二〇二三年五月十七日、海上自衛隊の幹部一六五人が靖国神社に参拝したことが報道され、今年の一にも陸上自衛隊の幹部二十二人が靖国神社に参拝しています。一九七四年、防衛省事務次官より、「宗教上の礼拝施設に対して部隊が参加すること及び隊員に参加を強制することは厳に慎む」という、通達が出ています。しかし、これと明らかに齟齬そごしています。しかし、自衛隊にとつて靖国神社が、現在も今後においても隊員の精神的支柱としてあるという見方・考え方が当事者たちの背景にあるようです。

靖国神社をめぐる問題は、日本国憲法の政教分離・信教の自由に関わる事象であるとともに、先の戦争に対する認識、戦争責任が問われる事案でもあります。私たちは、このような動向についても直視しつつ、政教分離・信教の自由への危惧・懸念する事象としての認識を表明する必要があります。とっております。

三、有事法制・安保持制の動向を直視

戦後日本の大きな外交の方針として、平和主義を掲げた日本国憲法のもとで「専守防衛」が掲げられました。対外的な緊張関係にあつても長きにわたつて掲げられた方針ですが、近年の国家間の軍事的緊張の高まりを背景に集団的自衛権や敵基地攻撃能力を認めるような法令が施行されました。国会や委員会での審議を軽視して、内閣の閣議決定という手法で重要法案を制定するということも、懸念すべき事象ではないかと思えます。

一人の国民として、あるいは主権者として、ことに宗門の戦後責任の立場から、平和に関心を寄せるといふことが大切です。これは政治の問題だという方もいますが、釈尊の教え、親鸞聖人の教えを伝えることを使命とする宗門が、世界やアジアから、平和を願う宗門としての社会的認知を得て、それを持続させることを考えれば、人びとのいのちを脅かしかねないような法案について直視することが大切ではないかと思えます。

四、宗門として、非戦・平和への具体的取り組みの持続

宗門では、二〇二四年の宗務の基本方針の中で、「平和への取り組み」を掲げています。

先にも述べたように、戦争を振り返る一つの大きな転機となったのが、戦後五十年の全戦没者総追悼法要でした。戦後八十年を明年に迎えますが、この法要で即如門主（当時）がお示しくださったご

親教を今一度学ぶことが大切です。また、平和への歩みとして釈尊の足跡、お言葉を紹介し伝えていくということも重要です。そうした中で、それぞれの教区、組、教化団体において、非戦・平和をテーマとした集いを開催し、僧侶・門信徒が広く共有していくことが必要ではないかと考えます。

そして「戦後問題」検討委員会の答申以降、基幹運動本部（当時）より『平和シリーズ』というテキストが三冊出ております。今絶版状態ではありますが、今日振り返ってみても戦争に関わる写真も含めて学ぶべきものが多くあります。二〇二〇年の戦時被災の調査で全国各地の寺院から提供された写真・資料も多くあります。そういうものを新たに付け加えて、編集し直し、刊行することも必要かと思えます。戦後五十年の際にもパネルを随分作りましたし、二〇二〇年の戦時被災の調査においてもパネル展をしましたが、情報として宗門に蓄積されていると思えます。こうしたものを活用して、

婦人会や少年会などさまざまな教化団体で、戦後八十年、平和をテーマにした取り組みをぜひ開催していただきたいと思えます。

これらは、宗門が宗務の基本方針として掲げる「平和への取り組み」の具現化に直結していると考えるところです。多くの人びとのいのち、尊厳性が無残に蹂躪され、失われる戦争の実態や現実から、私たちは多くのことを学んできました。その学びを多く人びとと共有できるようにしていかねばなりません。

私たちにとって率先して取り組むべきことは、宗門にとって平和問題に関わるどのような現実と直面しているのかということを共有し、非戦・平和の具体的な取り組みを蓄積し、広く人びとと交流・対話を行っていくことだと思います。そうした非戦・平和の歩みを確実に社会に発信していくことなくして、抽象的言語を投げかけ、仏事を修行すれば良いというのではないと思えます。

非戦・平和の集いが全教区・組・寺院

で開催されることの総体が、宗門全体の平和へのメッセージとなり、広く社会か

らの信頼と平和問題に取り組む方々との連帯・交流につながると考えます。

有識者発題 3

曹洞宗総合研究センター
近現代教団研究部門主任研究員

宮地清彦氏

「曹洞宗における非戦平和への取組みについて —梅花流詠讃歌の精神より—

一、曹洞宗の平和に向けての活動 ↳「人権・環境・平和」のスローガン

曹洞宗では戦後八十年の節目である来年、二〇二五年五月十五日に沖縄アリーナ（沖縄市）にて梅花流全国奉詠大会（以下、梅花大会）を開催します。梅花大会は毎年一つの県に会場を設けて行っており、沖縄県での開催は初めてです。五月十五日は沖縄本土復帰の日です。普段は梅花講員だけの参加ですが、今回は一般

の檀信徒の参加も募っています。すでに広島と長崎では大会を行っていました。戦後八十年を迎えるにあたり、沖縄で開催し平和を祈るという運びとなりました。その梅花大会を始めた曹洞宗の平和活動の根底にある原理として、「人権・平和・環境」というスローガンがあります。

このスローガンは、一九九二年二月に開かれた第六十九回通常宗議会で大竹明彦宗務総長（当時）の施政方針として掲げられたものです。宗政史上初の提唱ということで、これまで以上に視野を拡げ

た世界宗教としての曹洞宗というものを考え、世界共通の理念としての「人権・平和・環境」をバラバラに存在させるのではなくて、三つを一緒に考えていくということを現在に至るまで訴え続け、今の曹洞宗の活動の軸としています。

この理念を教義に裏付けていき、積極的に「只管打坐、即心是仏」の精神に基づいた教化活動を展開することが、曹洞宗として、過去、現在、そして未来に向けて継承されてきています。当然、道元禪師、そして瑩山禪師の教えと教化活動、社会活動、平和運動などがしっかりと関連した活動として展開していく。なかなか難しい部分も当然出てきますが、その中で日々曹洞宗は研鑽を積み重ねていただいています。

「人権・平和・環境」のスローガンが出た同じ年の十一月二十日、「懺謝文」が発表されました。これは一九八〇年に曹洞宗宗務庁から発行された『曹洞宗海外開教伝道史』の中に、「軍国主義への荷担と従軍布教への積極参加、皇民化運動



への負担と日韓併合への迎合、宣撫工作への負担などの記述があったことをうけ、同書を回収すると同時に「懺謝文」を発表し、自己批判をしていこうというものです。「懺謝文」は現在も曹洞宗のホームページに掲載されており、二〇一二年には新たな解説を付しましたので、ご覧いただければと思います。

「平和」に関しては、曹洞宗公式のホー

ムページ、曹洞禅ネットに掲載している解説も併せてご参照いただければと思います。宗派としてスローガンの一つとして掲げる「平和」が脅かされたとき、いかに曹洞宗として、その教えを世に問うていくべきかという姿勢が示されています。

二、曹洞宗が梅花流詠讃歌に託した「平和」への思い

梅花流詠讃歌の歌詞をいくつか紹介いたします（次頁の図表参照）。

これらの歌詞には、平和を祈り、そして共に考えていくということが込められており、各寺院の梅花講で日々歌い続け

宮地清彦氏

【略歴】

曹洞宗総合研究センター近現代教団研究部門主任研究員。修士（文学）。専門は、中国仏教学（天台教学・華嚴教学・中国禅宗教学）。駒澤大学大学院人文科学研究科博士後期課程 満期退学。曹洞宗総合研究センター現代教学研究部門専任研究員を経て、現在に至る。著作に、『瑩山禪師伝』（曹洞宗宗務庁、二〇一一年）、『瑩山禪師 言の葉集』（編著、大本山總持寺、二〇一六年）など。論文に、『修証義』と『明教新誌』『扶宗会雑誌』（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』二四号、二〇二三年）、『仏教典籍における「自然」「国土」の位置付けについて』（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』二二二号、二〇二〇年）、『瑩山禪師と日本中世社会の関連について』（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』一二号、二〇〇七年）、『瑩山禪師の善悪観——宏智録』との関連性より考える』（『宗学研究』四四号、二〇〇二年）、『近代における「先祖崇拜」についての思想的考察——『宗報』を基礎資料として』（『宗学研究紀要』一四号、二〇〇一年）、ほか多数。

平和祈念御和讃・四番

「衆生の幸福願^{しあわせ}いては これを反省^{かえり}み励みつつ
 仏法^{のり}に遵^といみほとけに 永久の平和を祈るなり」

戦災精霊供養御和讃・三番

「鳴らす供養^{しやう}の鉦の音 世界よ聴けよ
 その胸にこたえよ世界の良心よ」

同行御和讃・一番

「同じ仏の御子として むすぶ心の浄き友
 互いに励ましいたわりて 同行同修の道をゆく」

報謝御和讃

「一期一会の人の世は尊きものと知るものを
 み篤^{あつ}き今日のおもてなしいかで忘れん諸共に」

図表 梅花流詠讃歌の例（平和に関するもの）

ていくことで、平和の念を改めて胸に刻んでいきます。

梅花大会では、必ず歴代宗務総長が平和の理念を唱えています。一九七七年に開催された梅花流二十五周年大会では、田辺哲崖宗務総長（当時）が開会の挨拶で次のように述べています。

御開山様のお言葉に、『一樹の梅花清香を放つ時、百千萬億の華を生じ

て世界の花が開きその一輪一輪は直にみ佛と相見し、み佛の光の中に歩みと共にする。』とのお示しがあります：

現今、世界共通の悩みは、心の貧困であり、宗教心の欠如であります。物質のみが優先し、人の心が失われんとする時、喜びの心と安らぎと温かさを与えるものは、み佛のみ教え

であり功德讃仰の詠讃歌であります。

また、閉会時には、次のように述べています。

従いましてこの声が、全国津々浦々にまで高らかに響き渡ります事は、とりもなおさず、我々のこの醜い世の中が安らぎに満ちたものに転化し得る原動力に相成ることと考えるものでございますが、この事は、ひいては大きくは、世界の永久平和につながるものと云う確信をお互いに持って、今後共皆様のこの上とも、御精進あらんことを特にお祈り申し上げまして、本大会の終わりの御挨拶に替える次第でございます。（原文のまま。曹洞宗宗務庁発行『梅花流創立25周年奉賛大会記念誌』より。一九七七年五月二十五日 東京・日本武道館にて）

一九九四年の七月に開かれた禅フォーラム「終戦五十回平和祈念法要」（曹洞宗宗務庁と長崎第一宗務所との共催）では、

新曲として平和祈念御和讃が披露・奉詠され、以降広島、北海道、東京で開催された禅フォーラムでも奉詠されています。翌年五月には、広島で平和祈念法要並びに梅花流全国奉詠大会が開催されました。当然、梅花大会の時だけでなく、各寺院の梅花講でも詠い継がれているのは言うまでもありません。

詠讃歌に込められた思いは、年月が経過しても変わりありません。二〇一五年八月には、アジア・太平洋戦争終戦七十年を迎えるにあたり、宗務総長の談話が表示されています。

そして、一人ひとりが、生かされている真実に感応し、「ともに生きる喜び」を自他ともに享受できる平和な世界の実現を目指し、「ともに願い、ともに寄り添い、ともに歩む」の実践を続けてまいります。（『曹洞宗報』二〇一五年九月号）

梅花の歌詞を読み、詠い、そこに込められた思いを考えると、共に平和を念じ、平和について語り合っていく、僧

侶だけではなくて、檀信徒の方々も一緒に考えていく、そのような姿勢が強調されていることに気付かされます。

「ともに歩む」ということは、曹洞禅の精神を檀信徒と共に実践していくことです。その精神を音楽布教の歴史の中でも実践していこうということで、梅花流詠讃歌が具体的な活動として続けられてきています。道元禅師の愛語、慈悲心に満ちた言葉を根底に置き、我々は日頃布教活動をしておりますが、その一つとして梅花流詠讃歌を実践しているわけです。

三、戦後曹洞宗の梅花流詠讃歌

基礎構築の流れ

なぜ梅花なのか？なぜ「歌」

なのか？

取り組んでいくこととなりました。

社会部は「法要と檀務と共に社会事業推進」を提起し、「一寺院一事業」をスローガンとして活動をしていました。しかし、戦後の混乱期、当初はなかなかうまくいかず、重点を置いていた青少年教化もなかなか効果が現れませんでした。

そこで作られたのが、「ハイワ・オンド」という盆踊りの音楽布教です。戦前期、音楽を用いて宗教心を目覚めさせる布教活動がなかったわけではありませんが、戦後、この「ハイワ・オンド」のおかげで音楽布教が本格化していきます。これが好評を博していった背景に、戦前に各地域にあった御詠歌や和讃があり、これらが持つ一緒にお唱えることから生まれる一体感が影響したのでしょうか。新しい国づくりへのスタートに適合、あるいは宗教的情操の涵養という意味で、音楽布教は推進されていくこととなりました。また、青少年にもわかりやすいということもあり、社会部が中心となり、一九五一年から本格的に梅花流詠讃歌が

『曹洞宗報』一九四六年四月号掲載「新時代の布教根本精神」冒頭に、「新日本建設と世界平和の顕現」と示されて以後、改めて曹洞宗、特に社会部は布教活動に

導入されていくこととなります。

この「梅花」という名称は、道元禪師『正法眼蔵』梅花卷、あるいは瑩山禪師『伝光録』釈尊章に梅が出てくることに由来します。梅は寒い中、花を咲かせるイメージがあり、辛く厳しい中でも新しい時代を切り開いていくという意味を込めて、「梅花」という名前になりました。同年からは、「正法日本建設運動」を展開し、「正しい信念・仲よい生活・明るい日本」というスローガンを掲げ、梅花流がその一翼を担っていくこととなります。

一九五一年十二月、他宗派、特に真言宗智山派（密厳流）とのコンタクトの中で曹洞宗の梅花流詠讃歌が完成し、翌年の四月と十一月に両大本山で披露されました。一九五五年には、梅花流正法教会が新組織として誕生し、梅花流の発展期へと移行します。そして一九六二年以降は青少年教化の一環として、若い人たちにもご理解いただき、あるいはお子さんにも歌っていただけるような形を模索しつつ活動をしています。幅広い年齢層、

老若男女で、共に歌い、踊り、喜びを分かち合いつつ平和を実感し、その尊さに気付く。梅花流詠讃歌をお唱えしていくことが、共に仏の教えをいただき、平和への思いを根付かせていく前段階になっていると思います。

「多くの人びとの仏心を育んでこそ、より良い社会が形成される」という尊い意志のもとに生み出されたのが、曹洞宗各寺院に梅花流の講組織を設けることです。講組織はまさに参加している人びとの結束を高めるための一つの選択だったわけであり、共に歌うことを旨とする梅花流詠讃歌の特徴を見事に捉えたものなのです。

ここで課題が出てきます。曹洞宗宗務庁が刊行した『宗報』に見る戦争と平和（曹洞宗人権擁護推進本部編、曹洞宗ブックレット・宗教と人権10、二〇一八年十二月）の中に、一九四五年八月十五日のポツダム宣言の受諾と同時に、世相が大転換してしまったように、戦前には戦意高揚に邁進していた曹洞宗が、平和建設教

団として大きく転換してしまった、この転換をどう説明していくのかと指摘されています。戦後に梅花流を推進する社会部も同様だったのです。この転換に関しては、過去の一コマとせず、過去を現代の鏡としてもう一度考えていかなければいけないと思います。梅花流が発展していく「表の歴史」と同時に、「戦前と戦後の連続と断絶」に関して考えていかなければいけない課題があるということです。

四、戦後八十年に向けて

「仏教では当たり前の言葉」「仏教信仰者ならば、知っていて当然」に思える言葉がたくさんあります。「平和」やそれに類する言葉もそうだと思います。それを毎日唱えていく、何度も何度も優しい言葉で唱え、それを深く心に刻みつけていく。これを曹洞宗では重視しています。それは道元禪師の愛語の精神と慈悲の念を胸に刻みつけることであり、これ

がその先にある平和へつなぐと信じているからこそ、曹洞宗はこの梅花流の歩みは今も止めずに行っています。

最後に、臨済宗の市川白弦氏の言葉を挙げさせていただきます。

戦争の罪責はもともと平和の罪責である。戦争の罪責は戦争の勃発と同時に生じたのではない。それは平和の中で平和に対する罪責である。(以下略)(前述『宗報』に見る

戦争と平和』に掲載)

過去の対外戦争に実態として関わらない仏教者であっても、平和な時代に平和の恩恵を満喫している現代の我々であっても、もし現時点で平和と自由に対する検証と努力を我々が怠っているのであれば、近い将来の戦争責任を積み重ねつつあることになるかもしれません。そうした意味で、戦争責任とは過去の他人事ではなく、一人ひとりの問題であることを考えるための一つの方途として、梅花流詠讃歌があるのではないのでしょうか。何度も何度も平和を考えていく。そのきつ

かけといった部分で、梅花流詠讃歌の存在がもつとクローズアップされてもいいと考えるのです。

平和とは何かを考えるとときに、宗教がどこまで関わっていけるかというのは、何かの節目だけではなく、日常でも絶えず考えていく、絶えずそのことを忘れないことが大事です。頭の中にならずと留めておくということが、梅花流詠讃歌の短い歌詞の中でできるのではないかと思っています。

「平和なんて綺麗事である」、「戦争をはじめ、今の世の中は激しく混乱していて、我々の力ではどうにもならない」等と、毎日、ネットの世界で厭世観が語られています。しかし、そのような状況に對して、平和とはこういうことなんだと言いつけられるのは、われわれ宗教者だと思えます。このことを胸に刻みつつ、来年沖繩の地に曹洞宗の多くの方が立ち、また新たな平和の念を抱かれることになるかと思えます。またそうやってほしいと私は希望しています。